

第十回 参議院通商産業委員会會議錄第十五号

(三五五)

昭和二十六年三月二十日(火曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○輸出品取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○中小企業等協同組合法中一部改正に關する請願(第五五六号)(第一二三七号)

○中小企業等協同組合の危機打開に關する陳情(第五〇号)

○地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、衆議院送付)

○熱管理法案(衆議院送付)

○中小企業銀行法制定に關する請願(第一〇七二号)

○中小企業信用保險法中一部改正に關する請願(第一〇七三号)

○委員長(深川榮左エ門君) 只今より委員會を開きます。

先ず輸出品取締法の一部を改正する法律案について、衆議院議員小川平二君より提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(小川平二君) 輸出品取締法の一部改正の理由を御説明いたします。

對する海外の批判乃至苦情は、漸次多くなつて來ておるのであります。この批判乃至苦情の中には、種々なものがあるものであります。検査の問題に關連する苦情も非常に多いのであります。今後、我が國が自立經濟の達成のため、輸出貿易の恒久的進展という見地に立つときは、一日も早くこのような状況はなればならぬというような状況にあるのであります。そしてこれらの苦情をなくするためには、もとより民間における關係業者の努力に待つところ大なるものがあるものであります。一方現行検査制度の基本法である輸出品取締法においても、これらの事態に對処するためには、なほ不十分な点を多く有しておりますので、今回これを改正することとした次第であります。

改正の第一の点は、特定の品目につきましましては、検査機關の登録制を設けようとするところであります。即ち、現在の制度におきましては、検査のための等級の標準とか、輸出の最低標準とかは、國が定めておるのであります。これが、これに基いて行つた検査自体は民間業者が自由にこれを行ひ、國はこれが正確に行はれておるかどうかを臨検検査によつて、監督しているに過ぎないというやうな状態にあるのであります。併しながら機械類のような相当科学的、技術的な検査を必要とする物品の検査については、その検査自体の性質からいつても、國の定めた基準に照して、物を測定し得る設備なり、その

測定の結果に基いて物品の品質を判定し得る程度の技術的な知識経験を有する人がこれを行つたものでなければ意味をなさないのである。このやうな物品について、検査設備も、又技術的な知識経験も有しない人が検査を行なつても差支えないことにしておいて、國が一々それを臨検検査によつて取締監督を行なつて行くということは、本末顛倒であり、極めて不自然なことであつて、このやうなことは、正確なる検査の勵行を確保することはなかなか困難なことなのであります。のみならず、相当高級な検査を要する物品についての検査が、このやうなことで、検査に對する海外の人々の信頼感を獲得するといふやうなことも到底できがたいことなのであります。この意味において機械類のように相当科学的技術的な検査を必要とする物品については、今後主務大臣が、それ、その品目を指定して、検査機關の登録制を実施し、この指定された品目についての検査は、この登録機關をして、これを行はしむるやうにしよと考へたのであります。

改正の第二の点は、日本の輸出品には、注文の内容と異なるものが多くて困るといふやうな海外からの非難に對処するため、輸出品が輸出契約の條件に合致しているかを検査する所謂検査品の勵行を確保する規定を設けようとするのであります。現行制度の下で行はれてはいる検査は、あらかじめ定められた標準に基いて行つた検査のみであります。現在、民間検査の指導及び取締に當つては、國營検査所の臨検検査の状況を見ますと、臨検検査を行なつた物品の中には、その約一割五分程度は検査の不十分なものがあるものであります。のみならず、業者の中には、現行取締制度の不備に乗じて、この検査の不十分な輸出品をあえて輸出するといふやうなものも少からざるものであります。従つて今回の改正においては、國營検査所が臨検検査によつて、検査の不十分なものを発見したときは、その輸出品に一定の印章を附することができるようになるとともに、このやうな印章の附された輸出品については、業者において、それをもう一度再検査し、その結果について主務大臣の承認を受けた後でなければ、これを輸出することができないようにしたいと思つておるのであります。これは取締の強化ではあります。が、こゝういふやうにするによつて、初めて検査の不十分な輸出品が、更に再検査されずに、即ち適正なものに直されずに輸出され、これがために海外の不評を招くといふやうなことも防止し得ると考へておるのであります。

以上が今回の改正の要点であります。が、何卒御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。次第でございます。

○委員長(深川榮左エ門君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時十五分速記中止

午後二時四十六分速記開始

○委員長(深川肇左門君) 速記を始めて。

○政府委員(井上尚一君) 繰返して申しますが、従来この改正法案について審議を続けたその経過に徴しまして、結局輸出品についての検査はよろしい、それから内地品については検査のような統制的なことをやつてはならないという基本的な方針と言いますが、そういう方針がございまして、その点からこの輸出品取締法の法律の構造としましては、結局輸出品について検査をするということになりますので、仰せのようなその輸出品の原材料、中間材料について遡つて検査の対象とするということが一層この法律の効果を上げる上から言つて適當であるというところは、我々も同様の考えを持つものではございまして、それがその中間材料につきましては、それが輸出であり、それが内地品であるかという点が實際問題としましては、判別困難な場合がございまして、その中間材料につきましては輸出品のみに限つて、即ち内地品についてはやらないというその限界を設けます場合には、實際上の取締と申しますか、法律の規定の方法としましては、なか／＼そこにむづかしいことが出て来るのでございまして、法律としましては、一応輸出品をこの対象とするという考えで、以て實際の行政の指導と申しますか、殊に繊維工業等につきましては自主的、自発的にそういう中間材料、綿糸等につきまして、遡つて、最後の輸出品でなく、遡つての中間検査がよく行われているようではございますが、そういうことがほかの業界についても普及を見ますように我々としては行政指導

は考えたいと存じますが、この法律案の規定の方法等について申しますれば、ここに提案になりましたような規定の方法をやらざるを得ないのではないか、かように考える次第でございます。

○加藤正人君 結局染色加工してでき上つたものがきず物であるとか、不合格品であるとかということになりますと、結局国民経済上損失でありますから、大体輸出向けに使われる綿糸というものは、もうい分けがございまして、従つて生地綿布もふい分けがございまして、ですから、それが加工して初めて不適合品になつた。而も輸出の柄を入れた、内地に転用が非常に困難なというようなことは、結局非常に国民経済上の損失でもありますから、できるだけ今の御意のように、広い意味において検査を自主的にに行ひ得るようになつてから、お考え置きをお願いしたいというところを以てこの点の御質問を終ります。が、續いて伺いたいのは、ここに第七條の五にありますが、「主務大臣は、第七條の三の規定による登録の申請があつた場合において、その申請が左の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならぬ」と、こういうふうに書いてあります。これはどういふかと思つてあります。この条件に適合すれば登録され、いかがわしい者がその設備を持つたり、検査する専門知識を持つておる者をし一時的に雇つたりして、そして自分で検査をして行くということにこれがなりますと、非常にこの法律を立案された大目的に反するやうなことが起つて来るの

ではなからうかと思つてあります。だから業者の或る一人のごときは、この法律は全部もう出さんようにしてしまふ。それはどういふことを言つておると、こういうやうに各業者が自己の検査をし得るやうに一定の条件さえ備わればできるやうなことになる。と、いろいろ／＼人間がおりますので、その結果は非常に悪いものが海外に出てくる。そのやうな結果、結局これは登録を業者に任したのでは駄目だといふので、又國家検査といふものになるという、國家検査をしたためにこういう法律を出して、そしてほろを出さしてその目的を遂げようとするのではないかと、いふやうな少し付度し過ぎるやうな傾向があるのではないかと思つております。例えば某國の業者のごときは、我々繊維界にもおりますけれども、これは平気で幅の足らんもの、長さの足らんものを出してある。で始末書を何回かとりつけております。それは幾らでも出すといつて平気で出すのです。こういう度しがたい人物がたくさんあるのです。これがどん／＼今設備を殖やしつつあるといふことを考え合わせると、誠に寒心に堪えない。一定の形式さえ備われば登録を自動的にするといふやうな法律は僕は実に危険だと思つて、だからできればその申請が左の各号に適合しておると認め、且つ適當であると認めるときは登録しなければならぬ。そこにゆとりを付けてもらいたい。その人間の道義性があるかどうか。或いは業種によつてそれが適當であるかどうかといふことを認定の上で登録する。必ずしも条件さえ備われば

自動的に登録しなければならぬといふやうな第七條の五ではどうも僕は危険千万だと思つております。そういう輩がおりといふことを御承知かどうか知らんけれども、非常に恐ろしいのです。それが戦後甚だ多いのです。我々非常に迷惑をする。何かここで、認め且つ適當であると認めるときは、にして頂きたい。そこに一応の勘案できるようにして頂きたい。

○衆議院議員(小川平二君) お話誠に御尤もでございまして、御指摘のやうな事態がこれは或いは生じ得るかも知れないと考へられるのでございまして、この規定はこういうことになっています。ないといふやうな独占の弊を生ずる虞れがあるといふことで、まあ一定の基準に合致しておると認めた場合に主務大臣に登録する義務を課しておる。今お話のごときいかにわしい業者が自己検査を勝手に盛んにやり出すといふやうなことになるやうなことは、誠に困つた問題になるわけではございまして、實際の問題といたしましては、繊維等の業界におきましては、第三者の立派な検査機関がたくさんあるやうに承わつております。勿論言ふまでもなく自己検査をいたしますより、第三者のしつかりした機関にやらせたほうが公平でもあり、客観的でもあるわけではあります。成るべくそういう第三者の機関を育成して行く、こういう方針で行こうと考へておるわけではあります。この「各号に適合している」と認めるときは、「これは何と申しますか、設備ならしか／＼の設備、学識経験といふことならば、まあこれ／＼のやういつた学校を卒業した者といふやうな基準を設けて、それに適合してお

れば登録をするといふことになつておるわけですが、それ以上一歩進んで、今お話のやうに實際問題としては基準に合致する設備を持ち、又そういう能力を備へた人間を採用しても、實際問題として故意に、或いは怠慢によつて適正な検査をやらんといふ場合も出て来るわけではあります。その点に注意しますと、これはやはりそれらの業者の良心の問題になつて行くんじゃないか。非常に不適正な検査を繰返すといふやうなことになるやうな気がします。これに對して罰則も設けてあるわけではありますから、且つこの法律ができました上は、方針としては極力第三者のしつかりした機関を育成して行く、こういう考へ方でおるわけではありますから、さう御了承願ひたいと思ひます。

○加藤正人君 その今御説明の良心といふことに訴へるということ、一応御尤もなお考へてもあり、罰則もあるといふことでもありますが、今お話した通り我々は第三者の検査機関を持つておりますが、これらにもう始終注意を受けて始末書を取られると、幾らでも出すといふやうな調子なんです。良心なんといふものはないので、す。そういうものの存在が多数にあるといふことを考へれば、初めからこれがどういふ法文じやなからうと思つて、良心に訴へる、或いは罰則によつて是正させる、自肅させるといふやうなものではそれは普通人に言ふことではできないのです。だからおやそこらで条件さえ備わればそのまゝ許されるというやうなことは、この法律を出した根本精神に外れるやうなことになる。むしろ背馳するのだと私は思

し只今お話のように、纖維工業試験所の使命というのは非常に只今では重要な問題でございまして、実は私どももいたしまして、予算その他が非常に貧弱であることにつきましては、かねがねからその問題を非常に憂慮しておるわけでございます。でこの纖維工業試験所は、私よりも或いはむしろ御質問の加藤委員のほうがなお更一層お詳しいかと存じますが、昔は相当、人員も四百五十名ほどございまして、それも四百五十名ほどでなかつたのでございまして、戦争の際に何と申しますか、一時纖維工業というのが、余り重要

産業ではないというように聞こえられまして、そうして次第に減つて参りました次第でございます。戦後におきましては繊維工業試験所が非常に重要な点は十分これを認めておるのでございますが、何分一応あいうふうになりましたので、非常にこれを拡充するに困難を来たしておる次第でございますが、私どもいたしましては、できるだけあの繊維工業試験所を活用いたしまして、殊に新しい繊維につきましても基礎的な研究を進めて行き

たい。かように考へております。

○加藤正人君　今お話の通り輸出品取締法に關する対象では直接ないのでありますけれども、ああいう試験所で研究してだん／＼製品のリベルを上げるということとは、即ちいい輸出品が出るゆえんでもあります。間接ではありますけれども、最も必要だと思ふのであります。目下各業種ともにこのアメリカの試験所に刺戟をされまして、皆相當の金を醸出して試験所を新らしつく作ろうかというやうな動きが非常に

ある最中でありまして、而もあの設備が、相当今日の金額に見えますと相当莫大な値打があると思ひます。ああいうものを死蔵しておくという事は国家的に非常な遺憾だと思ひます。仰せの通りできるだけ早くにおいてもう少し充実して、試験所本来の機能を發揮し得るように御協力を願ひたいと思ひます。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言はございませんか。

○結城安次君 ちよつとこれは或いはこれと、関連ないかも知れませんが、この間私が要求した資料がこれでございませうか。この間の大臣の説明に日用品検査所の出張所を増しても費用を増さないというときの資料がこれです。

○政府委員(首藤新八君) 違います。

○委員長(深川榮左門君) それはあとで議題になりますから……。

○古池信三君 今回の改正につきましまして、これは議員提出になつておりますが、政府としても又賛成でございませうか。

○政府委員(首藤新八君) 全く賛成であります。

○古池信三君 次にお伺ひいたしたいのですが、これは改正案の提案理由に關連いたしましてちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。改正の要点として大体三つくらい述べた点にございませうが、そのいずれの点につきましても或いは共通の問題かと考えました。それは現行法が制定されましたのが昭和三十三年でありまして、現在までに漸く二、三年経過したに過ぎないのでありますが、現在これを改正されようと思ひますについて

は、現行法にはそれだけの不備があるということをお認めになると思ひます。そこで現行法によつて不備だと考えられております点は、現行法制定の當時においてはどうかというふうな状態であつたのか。即ち現行法のままで十分その目的を達成するかどうかを考慮して改定されたものが、その後二、三年間の間の客観情勢の変化或いは實際上の輸出の現状に鑑みまして、どうしてもこ

うふうな改正をせねばならぬというふうにお考えになつた結果、かような提案をされるに至つたのか、或いはその當時におきましてすでにかようなことを予見されて、例えば登録制度であるとか、その他のことも規定すべきであつたにもかかわらず、その當時におきまして客観情勢のためにそれが制定できなかったような關係があつたのであります。即ち現行法はその改正の点については、改善の策としてその當時制定されておつたものを今回完全なものとしようとなされておるのか。

その辺の事情について、これはちよつとお答えにくい点もあるかと存じますけれども、若し差支えなかつたら御説明を願へれば仕合せに存じます。

○衆議院議員(小川平二君) これは先ほど申し上げました通りに、最近のクレーム発生の実情に鑑みまして、殊に昨年度だけで五百件も記録されたクレームも出ております。何らかの改正をしなければならぬという事で立案をいたしましたわけでございます。現行法の制定の當時、すでに予想しておつたということではございませうか。

で、図らずも非常にこの予期せざる多くのクレームが出て来た。何とかしなければいけないということでの改正案を考えたわけですが。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言はございませんか。

○委員長(深川榮左門君) それでは次に移りまして、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。

この法律案の提案理由は前回の委員会で説明申し上げました通りでございますが、それにつきまして御質疑等がございましたら御発言をお願いいたします。

ちよつとお諮りいたします。この中小企業協同組合法の一部を改正する法律案、これにつきまして陳情が一通と請願が二通出ておりますので、専門員にそれを説明いたさしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○説明員(小田権貞君) 実は今日の日程の中に、協同組合法の一部改正に關する請願というものが三つあるのでございます。それは請願が二つ、陳情が一つであります。

最初に請願の五百五十六号というものは、中小企業等協同組合の設立及指導に關する知事の監督権の強化についてという請願でございます。これは中小企業等協同組合設立の場合において、現在の法律では単に設立届を知事に提出するように規定されているが、これが規定の履行は全国的によくない現状であるから、これを防止するため

に、設立に關する認可権限を知事に限手し、又は組合の内容においても不安定なものが多いので、組合員の組織意欲に非常なる阻害を与えている現状であるから、組合の自主的な発展を前提とする監督の権限をも知事に与えるよう、中小企業等協同組合法の一部を改正し、水産業協同組合、農業協同組合のように知事に監督の権限を与えるように要するといふのが、五百五十六号の請願の趣旨であります。それから同じ請願の千二百三十七号、これは出資配当制限緩和方請願の件といふふう

に折衷してありますが、信用組合に關するものであります。この信用組合の当面の問題として、自己資本を充実にすることが信用組合として必要になつてゐるが、配当が年六分に制限されておることは他の金融機関、即ち銀行或いは無尽会社に比し余りにも低きに失するために進んで出資を引受けるものがなく、又一人一票の議決権の問題に關連して、今後の出資募集に大なる障害のあることである。従来よりも業界の輿論として今日まで強く同じことが叫ばれて来たのであるが、今や経理基準として切実な問題となつた以上、これを是非改正してもらいたいといふのが、これが千二百三十七号の請願の趣旨であります。それから陳情第五十

号、これは中小企業等協同組合の危機打開に關する陳情書であります。これは中小企業協同組合が今危機に瀕してゐる、そこで政府における諸施策については、農業協同組合等との機会均等を図るようになしてもらいたいとか、或いは組合の協同施設に対する助成金制度を大幅に拡大せられたいとか、或いは協同組合の助長政策として、法人税につき特別の税率を設けられたいといふようなことがありますが、その中の主眼点は、組合法施行後の実情に鑑みて速かに中小企業等協同組合法の一部改正を行いたいといふの

があるのです。そうしてその中小企業等協同組合法改正要項事項といふのが十五項目に亘つて列挙されております。この協同組合法改正要項事項といふのはこの前のこの委員会におきまして、各協同組合の当事者から述べられたことと大分似通つておりましたが、或いは重複してゐるかと思ひますが、今回丁度中小企業等協同組合法の一部改正が議論になつております際に、ここに掲げられておりますところの要項事項といふのを、もう一度長くなりませんが説き上げて、そうして或いは御審議の参考にするのがいいかと思ひます。

から、ちよつと時間を拝借いたしましたので、この十五項目といふものを急いで説き上げてもらいたいと思ひます。

一、組合の名称借用者に対し過料の制裁規定を設けること

二、他の法律に基いて設立される協同組合も事業協同組合の組合員たる資格者とする

三、発起人による設立の公告、設立準備会の開催、定款作成委員の選任定款の公告等の規定は、企業組合の場合には適用しないこと

四、定款の必要記載事項中から経費分担に關する規定並びに組合の負担に歸すべき設立費用及び発起人の受くべき報酬の項を削除すること

五、定款の認証制を廃止すること

六、二人以内を限度とする員外理事を認めること

七、企業組合の監事は任意機関とする

八、総会の招集通知は発信主義によることを明らかにすること

九、組合員の総数が千人をこえる事

があるのです。そうしてその中小企業等協同組合法改正要項事項といふのが十五項目に亘つて列挙されております。この協同組合法改正要項事項といふのはこの前のこの委員会におきまして、各協同組合の当事者から述べられたことと大分似通つておりましたが、或いは重複してゐるかと思ひますが、今回丁度中小企業等協同組合法の一部改正が議論になつております際に、ここに掲げられておりますところの要項事項といふのを、もう一度長くなりませんが説き上げて、そうして或いは御審議の参考にするのがいいかと思ひます。

から、ちよつと時間を拝借いたしましたので、この十五項目といふものを急いで説き上げてもらいたいと思ひます。

一、組合の名称借用者に対し過料の制裁規定を設けること

二、他の法律に基いて設立される協同組合も事業協同組合の組合員たる資格者とする

三、発起人による設立の公告、設立準備会の開催、定款作成委員の選任定款の公告等の規定は、企業組合の場合には適用しないこと

四、定款の必要記載事項中から経費分担に關する規定並びに組合の負担に歸すべき設立費用及び発起人の受くべき報酬の項を削除すること

五、定款の認証制を廃止すること

六、二人以内を限度とする員外理事を認めること

七、企業組合の監事は任意機関とする

八、総会の招集通知は発信主義によることを明らかにすること

九、組合員の総数が千人をこえる事

業協同組合における総代の定数は
信用協同組合と同様（百人を下つ
てはならない）特例を設けること
十、総代会においては、組合の解散
又は合併、事業の全部の譲渡の外
すべて総会と同様の権限を持つこ
ととする

十一、事業協同組合が組合員の債務
を保証する場合は、組合の自由と
し「定款で定める金融機関に対し
て」という制限を削除すること
十二、事業協同組合においては、組
合員の事業資金の寄託（貯金又は
定期積金の受入）を行い得るもの
とする

十三、信用協同組合は為替業務及び
有価証券の払込金の受入業務をも
行うことができるものとする
十四、広地区（全国を地区とするも
の又はこれに準ずるもの）の連合
会に対する事業上の制限を排除す
ること、少くとも購買事業を認め
ること

十五、本法中に損害保険事業を行う
ことを目的とする保険協同組合の
制度を設けること
これがその十五項目であります。従
いましてこの中小企業等協同組合の危機
打開に関する陳情といえますのは、そ
の大部分が、実は中小企業等協同組合
法改正の要項事項である、こういうふ
うに考えて差支えないのではないかと
思うのであります。従いましてここに
今申しました三つは、大体今回の法案
に關係があるものと存する次第であり
ます。

○委員長（深川榮左門君） 只今専門
員が大意を申し上げましたことにつきま
して、政府側の簡単な意向を御発表を

お願いしたいと思うのであります
が、この三つに對して、政府側の御
意見を拝聴したいと思ひます。

○政府委員（首藤新八君） それでは簡
単にお答えしたいと思ひます。

第一の、地方の行政庁が不断に各協
同組合の内容を把握し、指導したい、
現在のごとき単に設立の報告だけでは
全きを期したいという要請は、かね
がねから承わつておりましたので、又
實際上最近における中小協同組合の
態から考へまして、やはり行政庁に或
る程度権限を委譲することが適當であ
る、それによつて却つて協同組合を健
全化するというふうに考へましたの
で、今度提案いたしました法案
には、十二分行政庁の希望を取入れ
るよう改正いたしておりますから、
大体これで御要望に應へ得るというふ
うに考へておるのであります。

なおもう一つの銀行法のいわゆる有
価証券或いは預金の受入れというよう
な要請であります。これは政府に
おきまして、今日までしばしばその
点を検討いたしたのであります。併し
ながら既存の金融機関等の關係もあり
ますので、又協同組合の本質的な事
業との關係もありまして、容易にこの
問題は実現しにくい状態に現在はある
のであります。従つて他面におきまし
て、御承知の通り、見返資金の増額で
あるとか、或いは信用保証制度の新設
であるとか等々、金融措置を側面的か
ら援助するような施策を進めて参つて
おるのであります。従つて現在にお
きましては、協同組合自体が金融機関
の類似的な行為をやるということに実
際上至難であるということに相成つて
おることを御了承願ひたいと存じま

す。

更にもう一つは、保険制度を協同組
合で取扱つてもらいたいという要請で
ありますが、これも普通保険制度は
現在の協同組合の本質的な事業の關係
上、又既存の保険会社との關係もあり
まして、これ又実現は困難な状況にあ
るのであります。併しながらなおこの
問題につきましては、慎重に今後も検
討いたしたいというふうに考へており
ます。

その他の御要望事項は、大体今度の
一部改正法律案に織り込んであると存
じますので、この新しい改正法律
案が御協賛を得ますならば、大体そ
れらの要望にはお応えできるといふ
うに考へております。

○委員長（深川榮左門君） 只今の政
務次官の御発言によりまして、大体五
百五十六号はほぼ今度の改正法案に織
り込んであるような御発言でありまし
たのですけれども、まだ協同組合法の
一部改正法律案もこの委員会において
審議中でありまして、暫らく保留
をいたして、採択の如何はあとに廻し
たいと思つておるようなわけでありま
す。どうぞそういう場合に御承知置き
を願ひます。なおこれにつきまして御
質疑がございましたら、御発言をお願
ひいたしますと思ひます。……それで
は別段御質疑もないようであります
から次に移ります。

○委員長（深川榮左門君） 次は地方
自治法第五十六條第四項の規定に基
き、日用品検査所の出張所の設置に関
し承認を求めたの件、これを議題にい
たします。御質問のかたは御発言をお
願ひいたします。

○結城安次君 これは私は大変結構な
法案と思つてゐます。ただこの前私が資
料を求めたのは、この間の大臣の御説
明に、これをやつても費用は少しも増
加いたしませんということを言つてお
つたから、出張所を置いて費用が増加
せぬというのはどういうわけかと、そ
れではその調書をあげましようとい
うことで、待つておつて、さつきこれだ
と言つて持つて来たけれども、費用の
ことは一つも書いてないから念のため
に伺ひます。少くく費用が増し
たつて仕方がないのだが、増さぬとい
うことだからその点を申し上げたので、
別に私質問があるわけではございませ
ん。

○政府委員（首藤新八君） 結城委員の
御質問の、この出張所を作つたことに
よつて費用を増さないのかという御質
問であります。これは人員が一人
も増加するのではないのであります
で、今日まで検査所からわざわざ出張
しておりました人間を、その出張所に
今後固定的に住居せしめてそこに勤務
させるといふことに相成ります。さ
ら、時間的に相当今度は余裕ができる
わけでございます。従つてできる余裕
だけは検査の面において能率を向上で
きると、そういう關係から、同じ人間
で今までの検査よりも遙かに能率が上
る、そういう経費はむしろ出張費が要
らなくなつただけ節約できるというよ
うな結果になつて参るのであります。
こういうような關係上経費は一つも増
額しない、大臣はこういう御返事を
申上げたと思ひます。

○結城安次君 大臣はこの間もそのよ
うな御説明でありましたが、今度出張
所を置く所は四カ所ありますが、そ

こへ人件費が増さないといふことにつ
いては納得できますが、電話を引くと
か、家賃を払ふとか、それやこれやの
費用を寄せても少しも増さないとい
うのは納得できないから、その数字を頂
戴したい、こゝ言つたのであります
で、人件費が増さないといふことなら
納得できますが、併し出張所を作つて
検査機関をそこへ置けば、月に十萬
二十萬かかることは当然なんだから、
それやこれやで申上げておるのです。

○説明員（小野儀七郎君） お答え申上
げます。四カ所出張所を置きますにつ
いてお示しのように、五十數萬円の経
費がかかるわけですね。それを以ちま
して本来の検査活動のほうに廻します
と、出張所を置かずに、従来の本所か
ら出張で検査に参りますと、五十數萬
円で検査に當り得る件数といふものが
月平均約百八十件ほどの見込でござ
います。これに代りまして只今のよう
に出張所を設けますと、約三百八十件
ほどの検査件数になりまして、約倍ぐ
なつております。従いまして只今政務
次官からも御説明がございましたが、
只今御審議をお願いしております二十
六年度の予算額、その額の範囲内でそ
ういうやりくりと申しますか、従来一
本所からの出張で行なつておりました
検査を、駐在地で検査するといふこ
とになりますので、従来の予算額の範
囲内でもかなりの能率向上を図り得る、
こういうことになるわけでありま
す。

○委員長（深川榮左門君） 発言ござ
いせんか。
○結城安次君 もうこれでよろしゅう
ございませう。
○古池信三君 ちよつと細かいことか

も知れませんがお尋ねいたします。現在名古屋と福岡に支所が設置されておるのではありませんか、今度四カ所に設置される予定になっております出張所と支所とはどういふふうに違うのでありますか、簡単に結構ですか、要点を……。

○説明員(小野儀七郎君) お尋ねの支所と出張所の区別でございますが、本質的な差異はございませんので、人員配置、それから取扱いますところの地域の範囲と申しますか、そういった点が大小等により若干違つておりまして、出張所のはうが簡易な扱い方になつておるといふふうな事になつております。

○古池信三君 ついでにもう一つお伺いしますが、この出張所の予定定員がおわかりでしたらちよつとお知らせをお願いしたいと思います。

○説明員(小野儀七郎君) 横浜三名、新潟五名、神戸五名、広島四名でございます。

○古池信三君 ついでに現在の名古屋、福岡両支所はどのくらいの定員ですか。

○説明員(小野儀七郎君) お答えいたします。二十六年度の予定といたしまして、東京の本所は四十七名、名古屋支所が二十三名、大阪支所が三十九名、福岡支所が九名、それから只今申上げました四カ所の出張所を合せて、合計百三十五名の予定でございます。

○委員長(深川左門君) ほかに御発言ございせんか。……次に移ります。熱管理法案、右を議題といたします。

提案者は只今見えておりませんが、

本案に対して御質問がございましたらこの際御発言をお願いいたします。

○結城安次君 ちよつとこの条文についてお伺いいたします。第五条の但書ですが、「第二項の指定工場について、この限りでない」というのは、別にもつと詳しい報告を取るから、これは取らないというのですか。

○政府委員(井上春成君) 只今の御質問はこういふふうな了解いたしてありますが、一遍指定工場になれば、その日からこういつたような報告は要らない、こういうふうな了解しております。

○結城安次君 第六条の「政令で定める基準に従ひ、政令で定める員数の熱管理を選任しなければならない」とありますが、これは一体どれくらいの員数を予想しておりますか。或いは工場の石炭何トン焚く所は何人、或いは工員の数はどうか、その基準はどういうところにあるか。

○政府委員(井上春成君) 私どものほうでは、千トン以上の石炭を使います所で一人、五千トン以上を使います所で二人、大体そういう程度に考えております。

○結城安次君 これは只今のお話ですが、千トンというのは一月でございませぬ。

○政府委員(井上春成君) 年間でございます。石炭に換算して年間……。

○結城安次君 千トン以上が一人、五千トン以上が二人……。続いて第六條の五項ですが、「指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するにについては、熱管理者の意見を尊重しなければならない」と、これは尊重というの

どんな意味でしょうか。

○政府委員(井上春成君) これは現在の工場に不備な点がありまして、それについてどういふふうなことをやつたらばいいというふうな意見でございます。この前もお話しましたように保溫の方法が悪いといったような問題があらますときには、熱管理者からそういう意見が出ますと、事業主はその方針を成るべく採用してもらいたい、こういうことでございます。

○結城安次君 この法案ですが、この間も大阪へ参りまして、あそこらの工場でも伺いますと、熱管理法そのものは、大変に結構なんだ、併し東京では偉い人は知らないけれども、地方に出て来ると、まあ何だかんだといつて、熱管理者というものがその人の言うことを聞かんと、通産局が又つむじを曲げる、それで詳しい報告だ、何だかんだといつて毎月非常にたくさん報告を取られるので、非常に事務上混乱するといふようなお話を聞いたのです。

が、尊重といふことになると、そういうところを熱管理者から見ると、おれの意見は尊重しなければいかんのだ、おれの意見を尊重されなければならぬ、つまらんことで損があるぞというふうな、つまらんことと云いますか、態度というの、言い過ぎでしょうが、そういうのがいふように思ふので、どうも熱管理者の言うことを聞かなければならぬ。大体自分が経営者として石炭を無駄に使うという馬鹿なことではないはずだから、十分尊重しているが、併し熱管理者の意見が余り高くて、余りにも自分の工場に即しないというふうなことがあるんだが、どうも困りますというふうな訴えを受けたのですが、そ

こで尊重しなければならぬと書けば、明白に今後熱管理者の主張が非常に強くなると思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(井上春成君) その点はこちらのほうでいたしましては、熱の利用を十分知りたすためには、それに必要なデータを各工場が無論お取りになりますので、そのデータを四半期に一回お出しを願えればいいので、そうしよつちやういふ／＼な細かいことを申し上げておるとは思ふないのでございしますが、或いは今のような点があるのかもしれないが、こちらの方針としてはそういうつもりでおります。

○結城安次君 今技術庁長官のお話は尤もです。東京におるとさういふふうなんですが、私の聞いたのは、或いは書類で見ておりませんからわかりませんが、毎月取られるといふことを聞きまして、それで帳簿等その工場は年二千トンも使うでしようか、いろいろ自分の所では燃料として、あらゆるものを引くるめて、これもずつと書いてるんだ、ところが自分の管理する限りの範囲の帳簿を別に作れ、何のかんのとなか／＼面倒で困るんだといふことを伺つてゐるのです。ここに第九條に、当該指定工場に帳簿を備えろと、そうするとこれは会社の帳簿と別に、熱管理に関する帳簿を備え付けろといふようなことも、大きな年に何万トンも使うような所ではないでしようが、小さい工場では非常に煩雜なんじやないかといふようなことから、私はこの精神そのものには非常に賛成です。現に私どもは頼んでも熱管理の指導を受けてゐるのですが、それを今度こちらからお前の所は指定工場だから

ああやれこやれと言われると、ちよつと抑え付けられておる形になるので、何とかさういふことのないような方法を……、これはもう自分たちが得することなので喜んで従つて来るに違いないのですから、むしろ相当な、あなたがた予算を産産省からお取りになつて、どんどん出て行つて、時折は、或いは月に一通くらいずつ東京の工場を廻つて歩いて、指導なさるといふような方法にはできないものだらうかといふようなことを、この前から申上げ

るのですが、今度のこの法案全体を見ましても、ずつと何といひますか、強制的にいろ／＼の帳簿とか或いは種々の調査もしなければならぬといふことがたくさん出ておる。殊にこの罰則のときに至つては、十六條には三万円以下の罰金、それから殊に第三号には、「帳簿を備えず」はまだよろしうございしますが、「又は虚偽の記録をした者」虚偽の記録なんといふものは詐欺の会社でもない限りは、ちよつと想像しにくいと考へるのですが、特にあなたがたの調査のためにたくさん使つたといふような報告をするか、或いは少し使つたといふような報告をするかという御懸念かと思ひますが、どうも少し抑え付けるような気があるといふような気がするので、私は法案全部には賛成だが、内容については、つまりできるだけ喜んで従つて来るというやうなことにして頂きたいというのが私の希望です。それから第十七條の「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人」といふのが、人の代理人といふのは何でございませうか。十七條の一行、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人」、その人という

○政府委員(井上春成君) これは個人の企業という意味でございます。

○結城安次君 成るほどそうおつしや

が、人の代理人………もの代理人というのはいずれなんですから、経営者とか、総括して何か言けそうなものだが、人の代理人というのでちよつとわかりにくかつたのですが……。私は大体お伺いしたいことはこれだけです。が、総括してこれができるだけよろしめるといふことで、あなたがたがよほど強く御指導なすつて下さらんと、末端はあなたがたがお聞きになると思ひ半ばに過ぎるような、調査だのそれから指導もです、ね、ちよつと外国の何かあるとすぐやらして見るとか、いろいろのことがあつて困るというようなことを言つておる苦情も聞きましたから、この点に關して特に御留意願いたしと思ひます。

○政府委員(井上春成君) 只今のお話は、実は先ほども前の法案の傍聴をいたしましたして、大分そういう点のお話もあつたように思いますので、私どもとしてもできるだけそういうふうのことがないようにしたいと考えております。先ほども申し上げましたように、私どもが帳簿と申しますのは、その帳簿を、その使用者或いは第三者は無論のこと、その人が見てもどうなつておるかかわからんのでは困るので、それがわかるようになっておればよろしいのじやないかと私は思うので、その帳簿の記録によりまして、警管理が、熱のバランスがどういうふうになつておるかということがわかりますわけでございいますので、できるだけそういう

データを取つてさへ置けば、それを提出してもらえばよろしいと、こういうつもりです。併しそういうデータを取るといふことは、これは熱管理士が講習を受け或いはその他のことをやります場合にも、そういうふうのことを教えてあるわけでございますので、大体そういう方針で、まあ私どもの考えの通りであれば、そう面倒がないわけですが、今のようなお話の点ですけれども、或いはあつたのではないかと、いうふうにも考えられますので、できるだけそういう点については注意いたしたいと考えております。

○結城安次君　長官の御説明で、例え
ば帳簿のごときも熱の使用量がわかる
ような帳簿があればいいんだと、誠に
妥当なこと、そのお考えで下の人も
やつてくれれば、これは非常に歓迎す
べきことなんです、でも下になること
とその通り行かん。殊にはつくりこ
で当該工場は帳簿を備えなければなら
んと、これは熱管理に關する帳簿を
に作れ、ことによるとこれに關する人
件費から何から別にやれと、何人か
つたとか、どういうふうだとか、非常
にこれは技術者の悪口を言うのでは
ありませんが、技術者というものは細
いことをやればやるほど興味を持つて
来て、自分で数字に興味を持つて来る
ので困るのです。大阪では、夜でした
が、非常にまあ強い注意を受けたので
す。どうぞ今度の熱管理は、私どもが
頼んでしてもらうようにして下さるか
か、こうせいああせいとやられるのば
非常に困るからと、こういうことを伺
いましたので、ちよつとそれを附加さ
す。私はいまこれでおしまいで

○委員長（深川 藥左エ門君） ほかに御
発言ございませんか。

○西田隆男君　今結城さんの質問されたことに関連してですが、第六条の第五項の「熱管理者の意見を尊重しなければならぬ。」というこの条文ですね。これは私には必要がないのじやないかと思うのですが、それは第九条と第十一條との関連を考えたら、別に熱管理者がおるのに熱管理者の意見を尊重する……、本当に尊重する意味であれば結構なんですが、結城さんの言われたようなことの弊害が大きいと思うのですが、この条文を置かなければならないという理由を一つ御説明願いたい。

○政府委員(井上春成君) こういつた
ような、そういうものを置きます場合
に、その意見はできるだけ尊重すると
いうような書き方は、普通の何とい
いますか、法律上の書き方らしいので
ございますので、これを附けて置くこ
とによつて非常な害がございますれば別
でございますが、害がなければ成るべ
くそういうふうにしておきたいと考
へております。

○西田隆男君　今の御答弁ではわかってんですが、熱管理者というのは一つの企業体の従業員なんです。○政府委員（井上春成君）　そうです。

○西田隆男君　その従業員である者

に、特に熱管理者の意見を尊重しなければならぬという規定を法律的に設けなければならぬという理由が私にけ
わからんです。これが若し公務員か
何かで出張して行つておるならば、こ
れは別問題だと思ふのですがね、一専
業体の従業員である者の中の、特に熱
管理者だけにこういう規定を法律的に

規定されるという理由、それがわからないのですよ、それを御説明願いたいと思うのです。

○政府委員(井上春成君) 工場におきまして、例えば電気工事人でしたか、電気技術者でございましたか、ああいったものやはり同じことでございまして、熱管理者というものは使用人ではございますけれども、その熱管理についてはその工場における責任者でございまして、その責任者の意見はやはり一応工場側といたしまして、経営者側といたしましてその意見を聞くほうが妥当ではないかと考えます。

○西田隆男君　それでは重ねてお尋ねいたしますが、第十七集の「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者」、「使用人その他の従業者」はかまいませんが、「法人の代表者又は法人若しくは」云々というのは、これは熱管理者を使う人であつて、熱管理者を雇つておる人なんです。それが熱管理者の意見を尊重しなければならぬというのは、熱管理者自身に刑罰を科せられればいいのです。が、熱管理者の意見を尊重したのがな

いけなかつたという場合には、処罰を受けるのは「法人又は人」であるというこの十七条の規定はどうなんですか、これは矛盾があると思うのです。

そういう今のお答えのようなお考えが

であるならば、当然熱管理者であれば熱管理者が罰則を適用されることのほ
うが適切じゃありませんか。
○政府委員(井上春成君) 熱管理課長
が今の御説明をいたしました。
○説明員(富松四郎君) 私からお説明
申上げますが、この十七条の罰則の相
定に、熱管理をうまくやらなかつた

いうことについては罰則はございませんで、ただ報告を出さなかつたということ、それから虚偽の報告をしたということ、それらは事案三

うよなことに、それゆゑ事業主に課せられた義務でございしますので、ここに「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人」、こういう規定になつておるわけでございまして、熱管理者に直接義務を課しておりますので、十七条の罰則の規定はそういうふうな立て方になつております。で、先ほど御質問のございましたこの「意見を尊重しなければならぬ。」というふうな規定は、これはお説のようになくても当然なような規定でございしますが、熱管理者といたしましては、自分の意見を事業主に申上げて、それが熱管理に關する専門の技術者であるというふうな点から、その意見を事業主としては成るべく尊重してもらいたいという希望を現わした規定でございまして、勿論これについては罰則の規定も何もございませんが、ただ事業主の心がまえとしてできるだけそういう専門家の意見を聞いて頂きたいというお願いの規定でございします。

○西田隆男君 今あなたの御説明であれば、こういう規定はもう置かなくてもいいというわけですが、考え方が違うのじやないですか、基本的なこれは

電氣に關する特別な技術者がおると同じように、そういう意味の管理者という意味に考へてこの条文は作られてゐるのじやありませんか。あなたの言つておる御説明とは違ふように私は考へるのですが、電氣の主任技術者という考へ方で、熱管理の主任技術者というふうな同じ取扱でこうしてあるんじゃないぢやありませんか。

○説明員(富松四郎君) ただ熱管理者というものは、電気の主任技術者と同一ような、これは保安という関係はございませぬか、その工場の熱管理に關する当面の……当面といひますか、法律上は皆事業主になつておりますが、この第一線に立つてやる事実上の責任をとつてやるべき人だといふような考へ方でこれを設けておるわけございまして、従つてこの十七条に但書がございまして、その「法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に關し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは」それを罰しないという規定を設けております。この熱管理者、現行の規則では熱管理主任といふことで參つたわけなんですが、この熱管理主任といふのは、この工場の内部の關係で、主任とか主任でないとかいふことがございまして、そういう点を考慮されて熱管理者といふ名前に變つておると思ひます。

○西田隆男君 私の上上げておりますのは、電気の主任技術者と同じ考え方、この規定が設けられてゐるんじやないかといふ点が一つ。然るに今あなたがおつしやつたように、電気の主任技術者といふものは保安に關係があるもので、ああいうふうな資格を与えておるけれども、然るにこれは企業の合理化と石炭の消費の節約という面が主として取上げられておる、この熱管理といふものが設けられておるので、電気の主任技術者等とは本質的に非常に差がある。而も工場の経営者が「熱管理者の意見を尊重しなければならぬ」といふ規定を特にここに設けてあるといふのは、条文として私は行き過ぎじやないかと思ふんですが、若し電気の主任技術者と同じように経営者であるといふようなことであるならば、こういう規定も必要だと思ふんですが、そういう面はこういう熱管理の趣旨ではない。企業の合理化と燃料の節約という点に重点が置かれてこの法案ができておると仮定するならば、そうであらうと思ふんですが、恐らくこの条文は行き過ぎであらうと思ふんですが、どうでしょうか。

○説明員(富松四郎君) お説の通りこの法律はそういう電気の主任技術者のような保安の關係もございせんので、第一條にありますが、燃料資源の保全と企業の合理化という建前ございまして、「熱管理者の意見を尊重しなければならぬ」といふことは、これは事業主の心がまえを規定しておるのございまして、そういう点で別に罰則の適用もございせんし、まあ最近の立法例によりまして、やはりこういう規定を入れたほうが事業主の心がまえとしてつきりするんじやないかといふことで、こういう規定が設けられたんじやないかと、こう考へるわけでありませぬ。

○西田隆男君 あなたの後の御説明は余分の御説明で要らんですが、あなたの御説明のように考へておるとすれば、日本の事業者といふのは、あなたから見れば、何でもかんでも法律で書かなければ遵守せぬといふふうな考へられませぬので、あとの御答弁はお取消しになつて頂きたいと思ふんですが、ね。それとも一つは熱管理者の業務の範囲を、第八條ですか、通産大臣に届け出なければならぬといふことがあるんですが、業務の範囲といふのは、どういふことを管理者はやるかと考へておるんですか。これは施行細則から何かで業務の範囲がきまるんじやありませんか。事業主が勝手にきめていいんですか、これを。

○説明員(富松四郎君) 業務の範囲と申しますのは、例へて言つて見ますと、先ほど言ひました五千トン以上の工場には熱管理者を二名置くといふことになりまして、その五千トンを使い出すボイラーの、例へばボイラーで石炭を焚きます場合には、ボイラーのほかに一名、それから蒸気を使います乾燥機に一名、それから使用の面に一名と、そういうふうな工場に適宜きめて、これを届出て頂く、そして熱管理者のやるべき業務の範囲を的確に分けておいたほうが、その人のいふ今後の研究等についてもいいんじやないかと、こういうふうな技術的な問題等については、例へば蒸気の使用面についてはこの人、蒸気を生ずる面についてはこの人と、こういうことになるんじやないかと思ふので、それは工場で自由にきめて頂いて届出をして頂く、こういうふうなされております。

○西田隆男君 今あなたがおつしやいましたように法律の条文でお書きにならんでもいいと思ふんですが、通産大臣が何かでお出しになれば、法律の条文に何もそういうことを書かないでもこれはABCとそういうふうなすべしといふと思ふ。それから今のあなたの御答弁の中に、研究をしなればならぬといふことがあつた。それは非常に不愉快な問題だ。この法律に規定されておるような企業の合理化といふことも燃

料の消費節約をするといふようなこと、研究を熱管理者がやらなければならぬといふことになれば、大変な負担だと思ふ。この条文の中にはまだ研究といふことは私は見ておらないのですが、研究も今あなたの御答弁がありましたが、今の熱管理者の意見を尊重しなればならぬといふことと非常に重大な関連を持つてゐる。

○説明員(富松四郎君) 今の研究といふ言葉は、今のお話の通りに新しいい何か別の研究をやるという意味合ひは、私はこの中には含まれておらない、ただ熱管理者が熱を管理します上においていろ／＼な経験を積む、その理の方法についての考えを得るといふだけのことでありまして、今の研究をするといふことは、むしろ取消したほうがいいと思ひます。

○西田隆男君 今研究をするといふことをお取消しになりましたが、研究をするといふ文句がなくても、熱管理者の意見を尊重しなければならぬといふ規定がありまして、熱管理者は今の施設ではどうも工合が悪い。熱効率が悪い。こうしてくれ、あしてくれといふような意見が少くとも出て来ると思ふ。少くともこの法案の狙ひは、既設設備でどういふふうな効率を上げるかといふことがこの法案の狙いだ。そして施設を改善するといふ能力のあるものは既設設備を改善する。変えなければならぬ。変えたほうがいいという意味だと思ひますが、その意味の条文はこの中に入つておらない。何らかの形で既設設備における熱効率を最高度に發揮するために熱管理者は云々といふ条文をこの中に挿入することこそ最

も必要だと私は思ふんですが、それらについてのお考えはどうでしょうか。

○説明員(富松四郎君) 只今のお話につきましては、この前御説明したときに結城委員からもお話がありまして、現在のわかつてゐる方法についての技術の指導、或いはそういう管理方法といふ面をこの中には取上げて行く、そして更に新たな方法があります場合、これは別個の方法で扱うといふことを実は申し上げて置いたのです。

○西田隆男君 私この前の委員会に出でなかつたので、甚だ重複した質問をして恐縮いたしました。大体に熱管理をやるということについては、私は反対をいたしませんけれども、もう少しこの条文を詳細に調べて見まして、今言ふような基本的な原則に基いてこの法律案が公正に適用できるかどうかといふことを研究して見たいと思ひますから、一応これで打切つて置きます。

○委員長(深川榮左門君) ほかに御発言ありませんか。……それでは次に移ります。次に請願が二つ残つておりますが、これに対して専門員から一応説明を申し上げます。

○専門員(小田橋貞壽君) この二つ、いずれも中小企業に關連いたします。が、又中小企業金融に關係を持つものであります。請願の千七百七十二号は中小企業銀行法制定に關する請願であります。我國産業の中核をなす中小企業の最近の金融難はますます度を加へ、言語に絶したものである状態でありまして、政府はいろいろの政策を講じては

るような企業の合理化といふことも燃

るような企業の合理化といふことも燃

ら現下資本主義政策下における経済政策の矛盾というところからして成果は甚だ著らないから、中小企業の窮乏はますます、拍車を加える現状にある。そこで是非中小企業銀行法というやうなものを制定してもらいたいというのがその趣旨であります。

そうしましてこの諸議には、中小企業銀行法案なるものをその附録として附けておりますが、その中小企業銀行法というものはどういふ構想を持つておるかという主なる点を御紹介申上げますと、中小銀行の資本金は百五十億円とし、復興金融庫の資本金及び回收金の全部を充当するのほか、国会の議決を経てこれを増加することができるとする。そうしてその資本金は政府が全額出資する。それからこの銀行の役員として總裁及び監事は通商産業大臣が任命する。従つて主務大臣といふのはここでは通商産業大臣となる。その業務は中小企業者の企業合理化に伴う長期設備資金及び運転資金の貸付をなすこと。それから中小企業信用保険法により保険契約、金融機関に対しその機関が政府と締結せる保険契約の範囲内における貸付資金を融通する。それから中小企業信用保険法によつて定められた金融機関が、中小企業銀行と共にその資金の貸付を受けようとする者に対して資金を融通する場合であつて、その者が金融機関を通じて当該貸付の申込をしたときに限り手形の割引及び貸付を行う。こういう業務を行います。そうしてこの銀行の業務機関は、設立の日から五十年とする。そうしてこの銀行の監督はやはり通商産業大臣が行ふ。こういうのが千七百七十一号の趣旨であります。

それから千七百七十三号は中小企業信用保険法の一部改正に関する諸議というのであります。やはり前文は、先ほど申上げましたように中小企業の金融が非常に逼迫しているときであり、銀行が余り協力しないから是非協力するやうにしてもらいたい。そのために中小企業信用保険金の一部改正といふことをやつてもらいたいといふのであります。その改正箇所は二カ所あります。そのうちの第一は、この法律において金融機関といふのはといふやうに第二條に書いてありますが、その第二條を改正して「この法律において金融機関とは無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合及び主として中小企業金融を行う銀行で通商産業大臣が指定したもの」といふやうに改正するといふのであります。

それはどういふことかと申しますと、銀行としては余りに中小企業信用保険に協力しないのがある、それにも保険の包括契約をするといふのはどうかと思つて、主として中小企業金融を行う銀行等に契約店舗を限定整理することが適当であるといふのが今の第二條の改正の目的であります。それからやはり第三條を改訂してもらいたいといふのは、第三條に次の一項目を加えてもらいたい。それは「政府は本法による金融機関の資金量の不足を補うため必要ありと認めるときは必要な措置を講じなければならぬ。」といふのであります。これは資金源を、資金の源を豊富にしてもらいたいといふ趣旨であります。

○委員長(深川榮左衛門君) これに對して政府側としての御意見を……
○政府委員(官廳新八君) 只今の諸議

のうち千七百七十二号、中小企業銀行法制定の諸議であります。これは過去におきまして何とか中小企業の専門的銀行を設立したいといふやうな考え方で、いろいろの構想を練つたのであります。そして二つばかりの案を持ちまして、実は司令部に参つたのであります。いづれもが了承を得なかつたのであります。同時に又大蔵省ともいろいろの構想を持つて折衝いたしたのであります。結局経済的に成り立たない、これはまあ大蔵省の一方的な意見かも知れませんが、恐らく経済的に成り立たないやうなところも一つの原因となつて、一応現在の段階では中小企業の専門銀行を設立するといふことは困難なんだといふことになつてゐるのであります。併しながら中小企業の金融が依然として梗塞していることは争えない事実であります。政府といたしましても、何とかこの問題を打開したいと考へておりますので、今後慎重にこの問題を検討して見たいと、かゝうに考へております。

なおこの際附加して申して置きたいと思ひますのは、先般来見返資金を折角三倍に増加したにもかかわらず、実際の融資が非常に不振である。従つて現在十二、三億の余裕を生じてゐるといふやうなことも相成つておりますので、その後各方面にその事情を周知徹底せしむるやうな方法をとりまして、できる限りこれを融資いたしたいといふ措置を講じておきますと共、一面におきましては、先般三百萬円の限度を五百萬円に上げました。更に中企業の企業体を業種別に選びまして、一千万円まで融資をいたしたい

といふやうな構想で大蔵省と折衝を續けておりますが、大体大蔵省のほうでも、これには異議がないやうに考へてゐるのであります。只今政府におきまして、各業種別にどの程度のものを中企業と称するか、要するに千萬元の融資の對象とする資格をどの程度にするかといふことを詳細に検討してありますが、近くその成案は得られると考へておりますので、できる限り速やか

に一千萬元の融資を実現いたしたい、かゝうに考へております。従つて当分の間は、見返資金並びに信用保険等々の活用によりまして中小企業の当面の金融難を打開して参りたいといふ案は考へ方を持つてゐるのであります。更に信用保険制度の改正に對しまして、銀行の代りに信用保険、或いは協同組合を活用したらどうかといふ諸議の趣旨であります。これも一応首肯できる諸議であります。御承知のとおり信用保険制度は二月に漸く店開きをいたしましたのであります。まだ始めてから二カ月もたつていない、従つて極く一部分の間には徹底されておりますけれども、まだ全国的には詳細に徹底してない憾みがあるのであります。従つて当分の間は各方面にできる限り周知徹底せしめる方針をとりまして、現行のままやつて行つて、なお且つどうしてもこのままでは十二分な活用ができないといふ場合におきまして、只今の御諸議の趣旨も考慮しまして適當な改正をすることが適當でないかといふやうに考へてゐるのであります。

○委員長(深川榮左衛門君) それについて委員長からちよつと申上げたいと思つております。最近の中小企業は非

常な金融難に陥つておりますことは、まあ御存じごさいましようと思ひますが、実は最近の朝鮮動乱、その後の特需景気等から考へまして、中小企業に對して跛行的な経済の発達傾向が見えておるのであります。例へば鉄鋼だとかそのほかのものは非常に値上がりひどい、これを入手するには中小企業としては、詳しく申上げますと現金で以て入手しなければならぬ。ところが中小企業の製品は非常に弱いものであつて、一方現金で払うだけけれども、中小企業の製品は現金で売るといふまでは行かない、非常に零細な企業者が多いので、そういう弱身を持つてゐる。そういう傾向から今までの中小企業よりもなお一層最近の中小企業は金融難に陥つておるやうな状態だと思ひます。然るに一方見返資金等は相當な予算を組んでおるにもかからず、まだ幾つておる、借り手はないといふやうな情勢にあるといふのは何かそこに事情がある。或いは借りるほうからいいますと手続がうるさいとか、或いはいろいろの事情のために實際にはけない。大蔵省としてはそれを貸してもいいのに、一方では見返資金のことであり、殊に見返資金等

のことであり、殊に見返資金等の見返資金によつて事業の再興を促す、又当事者としてはそれによつて中小企業としての国家の再建に協力したいといふやうな考えを持ちながら、それを使うことができないといふやうな事情になつておるやうなわけでありまして、中小企業としては非常に困却を來したけれども、最近には殊にそういう傾向にあるといふやうなわけでありするが、これに對して例へば最近五百

万円までの資本金増額を許し、又同時に三百人の使用人の増強も必要だ、そういつたものを成る程度緩和をして、そうしてむしろ中小企業に対して線を引くというよりは無理な話であつて、これは中小企業というものは、企業の状態から申しましても非常に不確定、いわゆる基準の上にこれを考えるというよりは無理である。それで例えば日銀なりそのほかの大蔵省なりで適宜に解釈を下して、これは中小企業であるとして、或いは五百万円以下であるとして、それを中小企業と認める、こういうようなことで解釈をして行けば、或いは見返資金の恩沢に浴する中小企業も相当出るのじゃないか、こういう工合に思つておられるのですが、その点は政務次官の考え方はかなり……。

○政府委員(首藤新八君) 全くお説の通り朝鮮事業以来優良商品はセラ・ス・マーケツトになつております。朝鮮事業発生前にはバイヤー・マーケツトでその後はセラ・ス・マーケツトになつております。それで鉄鋼のごときは最も甚だしい商品であります。それに、それまでは月末払、或いは手形で決済されておつたものが、現金払でなければ売渡はできないというようなことになつております。ところが製品は、殊に原料高の割に却つて不振な状態を続けておりますので、原料高の製品安、これが過去半年の日本経済界の共通した現象でありまして、従つて中小企業が、買うほうは現金、売るほうは手形、そしてその手形を銀行に持つて行つても、押は一応きまつておりますために、その手形が割れない。而も銀行はオーバー・ローンになつて

おりますために、その押を拡大することに躊躇してゐるということが中小企業金融の一番大きな原因だと思つております。これを何とか打開いたしたいと思ひまして、先ほど申し上げましたごとく見返資金の限度の拡大、或いは信用保険制度というやうなものを施策いたしたのであります。只今委員長のお言われました五百万円とか、或いは資本金とか従業員とかの限度を一応撤去して、然るべき内容を持つておるものに対しては、これに即応するやうな金融をしたかどうかという御意見であります。先ほど申し上げましたごとく、我々もその必要ありというふうな考えをしまして、一応一千万円まで融資する途を開きたいというふうな考えをしまして、それがためには従業員、資本金の限度も今日までの枠を突破しまして、相当の従業員、或いは資本金も千百万円、現在構想してありますのは千五百万円、千万円というふうな考へておりますが、大体千五百万円程度のいいのじゃないかというのが大蔵省の意見であります。そういうまあ構想を以ちまして現在折衝しております。これに対しては大蔵省も大体異議がないやうでありますから、近く実現すると思ひますが、そういういたしますれば、只今委員長の御意見も大体実現するのじやないかというふうな考へております。いずれにいたしましても、この見返資金が思う通りにできないというこ

も話一つで幾らでも安心した相手に融資ができるということ、まあこの見返資金の融資の不振の一番大きな原因じやないかと思つております。そういう煩瑣な手続をしなくても簡単に電話なり又葉書ですぐにもう安全な所に融資ができる、好んでそんな面倒な手続をしなくてもいいのじやないかというこが、見返資金なり信用保険の予想通りの成績を挙げ得ない一番大きな原因だと考へます。従つてこれは何と申しましても銀行の協力、それから中小企業の重要性に対する自覚等々根本的な対策を必要とするのじやないか。それにしてもやはり根本である金融が逼迫しておりますから、やはりこれも大きな目的を達し得ないのじやないか。そうしますればこれを根本的に解決いたしますためには、どうしても国家資金を相当程度特別な措置で資金源にする、ということ以外にはないのじやないかというふうな考へておるのじやありません。先ほど来申し上げました施策がどうしてもいけないうことになりますれば、最後の国家資金を相当大幅に資金源として使うという情勢に進んで参りたいと、実はかように考へておるのであります。

○委員長(深川繁左工門君) 聞くところによりましますと……、ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(深川繁左工門君) 速記を始めて。
○駒井隆平君 一つお尋ねしたいという点は委員長から今お尋ねがありまして、それに対して政務次官から詳細な御答弁がありました。首藤政務次官はよく現状を加味されまして、この

中小企業の困つておる……融資も思う通りに行つていないというところは特に御承知のことと考へますが、実際に中小企業者ができて、中小企業者は非常に活用し、喜んで迎へておるのであります。この金融面において、今政務次官がおつしやつたやうに、実際に活用することができ得ない、これは誠に遺憾でありますけれども、感じております。市中銀行はこれを取入れない。これは事実であります。どうも市中銀行がとつ付かない。大企業の隆々たる業者に対しては特にあれですが、実際に中小企業として育成してやらなければいかんという面に対して融資というものが殆んど行われておらない。ことは……、危殆は厳然として現れておる。この点は首藤政務次官よく詳細にお考え下すつておるので、私もよくその微衷も察しますが、長官に私一応お尋ねしたいのは、現在十二、三億も融資することができ得ないという現状になつておる。その原因は奈辺にあるかという点を一応長官にお尋ねいたしたい。

○政府委員(小笠公昭君) 昨年の十一月に見返資金が三億というところになりました。これと並行いたしまして従来の融資条件を変更して行こうということと交渉を始めたのであります。ところが融資条件の変更が御承知の通り二月の二十日頃まで実はかかった。その前に一応できるだけこの見返資金を消化し得る措置として無尽会社、信用協同組合も扱い得るやうに従来の銀行一本の制度を開いたわけでありまして、同時に事業協同組合に対して転貸資金を認める。このことは従来事業協同組合に組合員一件三百万円ずつを流すよ

うな途を実は開いたのであります。こういうやうな状況でありまして、先月の二十日でありまして、丁度司令部から条件の緩和が実は来たのであります。その後各方面に見返資金の周知方に努力いたしておるのであります。なお十一、二億というものが三月末日に持越されやうな形勢にあります。これが動かない原因はどこにあるかということですが、見返資金は今五割五割の協同率でも、七割三割でもいいという選択制に実はなつております。従来五割五割であつたのであります。五割五割の場合に問題になりましたのは、この金融機関の持つ五割の手持資金の不足という問題が先ずこれはけにけなくなつた一つの理由だと思ひます。七、三になりましたれば、その点幾分案になつて来ると実は考へておりますが、その手持資金の問題が第一点であります。それから五割五割や或いは七、三のいずれにいたしましても、そういうふうないたしましても政府の資金を運用するに当りまして、一つの問題は、実際問題といたしまして五年以内の長期に相成りますので、担保を取るといふことは、政府資金に対してはしつかりした担保を取るといふことが行われておるのであります。中小企業の現状から見ますと、これに適當な担保が比較的少いという問題が、これは実際問題として一つの隘路になつて来ておるというふうな考へております。それからもう一つの問題と申します。それから先ほど来お話のやうな景気の変動によりまして、設備資金よりもこの金は成るべく長期運転資金に使いたいという希望が非常に強くなつて参つております。ところがこれは設

備に限つておるので、従いまして比較的消化する意欲が少いというふうなことになるわけでありませう。大体以上申し上げましたような三点、手持資金の問題、銀行の手持資金の問題、それから担保の問題、それから第三点の設備よりも長期運転資金の需要というものが消化を遅らせている状況であります。第四点といたしまして、中小企業金融とは言いながら、先ほど政務次官からお話の通りに、資本金五百万円若しくは従業員三百人以下というのは小さ過ぎる、利用範囲が比較的狭過ぎる、こういう問題であります。この利用範囲が狭い、例えば、西田委員がおられませんが、炭鉱のような場合に非常な希望があるのですが、この限度で抑えられるというのが一つ、これは先ほど政務次官からお話のような方向で努めておられるわけでありませう。更にもう一点問題になりますのは、この見返資金は、会社若しくはこれに準ずる法人というところに限られておるから、個人企業は余り認めない、こういうことでしておられるわけでありませう。この制度論として個人企業を認めてもらいたいといふことはつきりすれば認めてもらいたいという問題が一つあります。このことは先ほどの特殊な限度を上げる問題と並行して、個人の問題は或る程度司令部と話が最近実についておるのであります。そんな事情で消化がしにくいといひますか、原因になつておる。一方需要がありながらこなして行けない。それで私どもはこの個人の問題につきましては、今政務次官からお話のように、特定の事業に対する限度の引上げ、これも実はこういう線で、例えば地下産業のような、石炭産業のような

ものは、資本金と言わずに、月産四、五千トンくらいはいわゆる出炭量を出すものは中小だ。それには一千万円見当を融資するというふうに行けるだけ大ざっぱな線に持つて行つたほうが資金消化が楽じゃないかというふうな話で持つて行つておるのであります。大体以上のようなことが事務的に見まして、原因じゃないかと思ひます。

○駒井藤平君　もう少し聞きたいのですが、時間が、遅いので次に保留いたします。

○加藤正人君　私は大阪地方で大部分中小企業の人々が、経済団体などに関係しておるから、その都度、他力に頼るのめいど、自己でいろいろ努力する必要があるといふことをいつも言つておる。そういう現れとして堺の商工会議所が大いに指導して、業者がお互に保証し合つて、そしてそれを会議所が更に保証するといふような意味で、銀行が当初出資の倍々として借して行くといふような制度でなく、これはうまく行つておる。浜松地方でもその方法を教授してもらいたいといふ申込みがあつて、一、二人の人が浜松地方に行つて、その教授を受けて来たといふようなことがありますが、そういうことでやつておられますが、どうも一方、今お話のように困つておるものに担保を出せとか、或いは銀行や金融機関などに協力せよといつても、銀行は慈善事業ではないから協力せよといつてもできないという点もあるから、どうしてもこの問題は、先ほどの中小企業銀行とか、特殊の性格を持つた政府が最後の尻を拭くようなことにしてやるより仕方がない。これが一番理窟じゃないかと思ひます。そういう方面に漸次御協力を

願いたいと思ひます。

○政府委員(首藤新八君)　銀行に對します今日までの経過は先ほど申しました通りであります。ただ私は最近関心を持つておられますのは、農林省で水産銀行を設立するといふことを言われております。若しこの水産銀行が、司令部の了承を得られますれば、ここに中小企業専門銀行も当然私は了承を得られるのじゃないか、今日までは非常に困難でありましたが、併し水産銀行が今にもできるといふことを新聞記事で見ると、これに對して私は非常な関心を持つて、どういふ経過を辿るかといふことに注意をしておるのであります。若しこれができますれば、早速この中小企業の専門銀行を再び取上げて見たい、かように考えております。

○委員(深川榮左門君)　それではなおこの問題は大蔵省側の意見も徴する必要があるもので、その出席を願つておきましたのですが、銀行局長は用事があつて、それから特殊金融課長が出席するといふ返事だつたけれども、まだお見えにならないといふことになつておりますので、従つて二つの諸願或いは中小企業に對する金融問題は、大蔵省側から中小企業金融に對する政策を聞いた上になつて見たい。又中小企業問題に對していろいろ論議をいたしたい。かように思ひますが如何ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員(深川榮左門君)　異議ないと認めます。それではこの問題はこれで打ち切ります。

○小松正雄君　この点につきましては私も意見を持つておるのですが、時間

がなかつたので差控えたわけでありませう。引續いてこれは明日か明後日にかいついた関係者は来て頂けませんか、どうですか。

○委員(深川榮左門君)　そのつもりで組みます。

それでは委員会はこれで散會いたします。

午後四時四十九分散會

出席者は左の通り。

委員　深川榮左門君

理事　古池　信三君
廣瀨與兵衛君
結城　安次君

委員　小野　義夫君
上原　正吉君
小松　正雄君
加藤　正人君
山川　良一君
駒井　藤平君
西田　隆男君
小川　平二君

衆議院議員

政府委員　通商産業
政務次官　首藤　新八君
通商産業省通
商振興局長　井上　尙一君
工業技術庁長官　井上　春成君
中小企業庁長官　小笠　公昭君
事務局側

常任委員　山本友太郎君
會專門員　小田橋貞壽君
常任委員　會專門員

説明員　通商産業省通
商振興局長　小野儀七郎君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

工業技術庁　富松　四郎君
熱管理課長

一、熱管理法案(案)(予備審査のための付託は三月五日)

一、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(予備審査のための付託は三月十二日)

一、輸出品取締法の一部を改正する法律案(衆)

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法の一部を改正する法律案

輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条　この法律において「輸出品」とは、輸出する目的をもつて生産し、加工し、集荷し、又は保有する物品をいい、「輸出業者」とは、輸出品を輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡す者をいい、「生産業者」とは、輸出品を生産し、又は加工する者をいう。

第四條中「包装条件を定めることができる」とを「包装条件及びこれらの標準又は条件に達している旨を表示すべき様式を定めることができる。」に改める。

第六條第一項中「その輸出品を輸出し、若しくは輸出品として政府に譲り渡す者(以下「輸出業者」とい

う。又はその輸出品を生産し、若しくは加工する者（以下「生産業者」という。）を「その輸出品の輸出品者又は生産業者」に改める。

第七條第一項中「輸出業者」を「その輸出品の輸出品者」に、「主務大臣が定める様式によるその旨の表示」を「同條の規定により定められた様式に従う表示」に改める。

第七條の二第一項中「前二條の規定の実施」を「第六條から第七條の二まで及び前四條の規定の実施」に、「その輸出品を検査」を「その輸出品、被登録者の表示の業務を行うための機械器具その他の設備若しくは第七條の七第三項の帳簿を検査」に、「若しくは前二條の規定による表示をする生産業者」を「第六條若しくは第七條の規定による表示をする生産業者若しくは被登録者」に、「若しくは輸出の時期に関する」を「輸出の時期若しくは第七條の二第一項の規定による表示に関する事項について」に改め、同條に次の見出しを加え、同條を第七條の九とする。

（検査及び報告）
第七條の次に次の七條を加える。
第七條の二 第三條又は第四條の規定により指定された輸出品であつて、主務大臣が、第六條又は前條の規定による表示をするには特別の機械器具その他の設備及び知識経験を要するものと認めて指定する品目に属するものは、その指定の日から六十日を経過した後は、第六條第一項又は前條第一項の規定にかかわらず、その品目ごとに主務大臣が行う登録を受けた者

（以下「被登録者」という。）又は政府機関が第三條又は第四條の規定により定められた様式に従う表示並びに表示の年月日及び表示をした者の氏名又は名称を附したものでなければ、これを輸出し、又は輸出品として政府に譲り渡してはならない。

2 第六條第二項及び前條第二項の規定は、被登録者又は政府機関が前項の規定による表示をする場合に適用する。

（登録）
第七條の三 前條第一項の登録を受けようとする者は、命令で定める手続に従い、登録を受けようとする輸出品の品目ごとに、主務大臣に申請しなければならない。

第七條の四 左の各号の一に該当する者は、第七條の二第一項の登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者
二 第七條の六第一項の規定により登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二號の一に該当する者があるもの

四 事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体又はその役員若しくは管理人
第七條の五 主務大臣は、第七條の三の規定による登録の申請があつ

た場合において、その申請が左の各号に適合していると認めるときは、登録をしなければならない。

一 主務大臣が定める種類に属し、且つ、主務大臣が定める性能を有する機械器具その他の設備を用いて第七條の二第一項の規定による表示の業務を行うものであること。

二 主務大臣が定める条件に適合する知識経験を有する者が第七條の二第一項の規定による表示の業務に従事するものであること。

2 前項第一号の種類及び性能並びに同項第二号の条件は、利害関係人の意見を参考として定め、これを官報に公示しなければならない。

3 登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

4 主務大臣は、登録をしたときは、被登録者の氏名又は名称及び第七條の二第一項の規定による表示の業務に係る事務所又は事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

第七條の六 主務大臣は、被登録者が左の各号の一に該当するとき、登録を取り消し、又は期間を定めて第七條の二第一項の規定による表示の業務の停止を命ずることができ。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 不正の手段により登録を受けたとき。
主務大臣は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を

官報に公示しなければならない。

（被登録者の義務）
第七條の七 被登録者は、輸出品に第七條の二第一項の規定による表示を附すべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その表示をしなければならない。

2 被登録者は、第七條の二第一項の規定による表示をするには、第七條の五第一項第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、且つ、同項第二号に規定する者による表示の業務に従事させなければならない。

3 被登録者は、帳簿を備えて、輸出品に第七條の二第一項の規定による表示を附したときは、命令で定める事項を記載しなければならない。

（表示のまつ消等の禁止）
第七條の八 被登録者又は政府機関が第七條の二第一項の規定により輸出品に附した表示は、正当な理由がなくて、これを消し、除き、又は隠してはならない。

第八條第一項中「正当な理由がなくて」を「主務大臣の承認を受けなければ」に、同條第二項中「前項の規定に違反して印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した輸出品」を「前項に規定する印章、記号若しくは証票が附してある輸出品又は同項の規定に違反して印章、記号若しくは証票を消し、除き、若しくは隠した輸出品」に改める。

第九條を次のように改める。
（戒告）
第九條 主務大臣は、輸出契約にお

いて定める要件を欠く輸出品が輸出されたため、外国貿易の健全な発展を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、その輸出品を輸出した輸出品者に対し、その旨を戒告することができる。

第十條第一項中「第七條の二第一項の規定による検査の決定」を「第七條の二第一項の登録の拒否、第七條の六第一項の規定による処分又は第七條の九第一項の規定による検査の決定」に改め、同條第二項中「規定に違反し、」の下に「第七條の二第一項の登録の拒否が第七條の五第一項の規定に違反し、第七條の六第一項の規定による処分が不当であり、」を加え、「第七條の二第一項」を「第七條の九第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前項の処置に不服のある者は、裁判所に訴出することができる。

第十一條の次に次の一條を加える。
（手数料）
第十一條の二 輸出品に第七條の二第一項の規定による表示を附すべきことを政府機関に求めようとする者は、輸出品の価格の百分の一をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 第七條の三の規定による登録の申請をしようとする者は、二千百円をこえない範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十二條を次のように改める。
（罰則）
第十二條 第六條第一項若しくは第

七條の二第一項若しくは第七條の二第二項の規定による表示をする者は、罰金五十万円に科せられる。

二項（第七條の二第二項において準用する場合を含む。）、第七條第一項若しくは第二項（第七條の二第二項において準用する場合を含む。）、第七條の二第一項又は第八條第二項の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の六第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

二 第七條の七第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第七條の八の規定に違反して、表示を消し、除き、又は隠した者

四 第八條第一項の規定に違反して、印章、記号又は証票を消し、除き、又は隠した者

第十五条 第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第十六条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七條の七第三項の規定による記載をせず、又は虚偽の記載をした者

二 第七條の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第七條の九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「機械器具検査所」を「機械金属検査所」に改める。

第十九条を次のように改める。

（機械金属検査所）
第十九条 機械金属検査所は、通商産業省がその生産を所掌する機械器具並びに鉄鉄、鋼材（その半製品を含む。）、鉄鋼製品、非鉄金属及び非鉄金属製品の検査を行う機関とする。

2 機械金属検査所は、東京都に置く。

第二十條を次のように改める。

（化学製品検査所）
第二十條 化学製品検査所は、通商産業省がその生産を所掌する化学工業品（国内向けの肥料用のものを除く。）、及び試験の検査を行う機関とする。

2 化学製品検査所は、東京都に置く。

3 この法律の施行前に第七條第一項の規定により定めた様式は、改正後の第四條の規定により定めたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

同日本委員会に左の事件を付託された。

一、中小企業等協同組合法中一部改正に關する諸願（第二二七号）

一、財団法人共立薬科大学学生寄宿舎に關する諸願（第一三二〇号）

第二二七号 昭和二十六年三月六日受理
中小企業等協同組合法中一部改正に關する諸願
請願者 石川県金沢市信用組合協
会内 高島彌三郎外十四
名

紹介議員 林屋龜次郎君
自己資本の充実は、金融機關の信用保持上最も重要なことであるが、組合法によつて、配当が年六分に制限されているため、出資者が少く、その上一人一票の議決権も關連して、今後の出資募集に大きな障害となつてゐるから、信用組合の出資配当制限を緩和するため、中小企業等協同組合法の一部を改正せられたいとの諸願。

第一三二〇号 昭和二十六年三月九日受理
財団法人共立薬科大学学生寄宿舎に關する諸願
請願者 東京都港区芝公園内九ノ
三財団法人共立薬科大学
代表理事 工藤鐵男

紹介議員 工藤 鐵男君
東京都港区芝公園六号地所在の鉄筋コンクリート地下一部地上四階の建物は、財団法人共立薬科大学の学生寄宿舎として、昭和九年九月建築以來十数年間使用してきたが、昭和二十年九月米軍宿舎として接收され、その後バイヤーのホテルに使用することを条件として接收解除となり、引き続き今日まで通産省の監督下にある芝パークホテル株式会社経営に當つてゐるが、同社は本校に返還の意思がなく、本校に

おいても学生寄宿舎の必要に迫られてゐるが、現下の財政状態では新らしい宿舎の建設も不能であるから、右建物の返還を囑られたいとの諸願。

昭和二十六年四月六日印刷

昭和二十六年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所